

No 2 専門医等養成支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
令和 <u>8</u> 年度専門医等養成支援事業費補助金交付要綱	令和 <u>7</u> 年度専門医等養成支援事業費補助金交付要綱
第1条 (略)	第1条 (略)
(補助目的及び補助対象事業)	(補助目的及び補助対象事業)
第2条 一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、令和 <u>8</u> 年3月31日現在で、原則として経験年数が15年以下の若手医師（臨床研修医を除く。）が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域及びサブスペシャルティ領域（別表1）の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること（以下「補助対象事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助を行う。	第2条 一般社団法人高知医療再生機構（以下「機構」という。）は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、令和 <u>7</u> 年3月31日現在で、原則として経験年数が15年以下の若手医師（臨床研修医を除く。）が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域及びサブスペシャルティ領域（別表1）の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること（以下「補助対象事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助を行う。
第3～4条 (略)	第3～4条 (略)
(補助申請)	(補助申請)
第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。	第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。
2 補助対象期間は、令和 <u>8</u> 年4月1日から令和 <u>9</u> 年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和 <u>9</u> 年3月31日の範囲内とする。	2 補助対象期間は、令和 <u>7</u> 年4月1日から令和 <u>8</u> 年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和 <u>8</u> 年3月31日の範囲内とする。
第6～12条 (略)	第6～12条 (略)
附 則	附 則
1 この要綱は、令和 <u>8</u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日から施行する。	1 この要綱は、令和 <u>7</u> 年4月1日から施行する。
2 令和 <u>8</u> 年度補助額は、令和 <u>8</u> 年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。	2 令和 <u>7</u> 年度補助額は、令和 <u>7</u> 年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする
(別表1) (略)	(別表1) (略)
(別表2) (略)	(別表2) (略)

新	旧
第1号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第1号様式</u>
第2号様式（その1） <u>年度の変更</u>	<u>第2号様式（その1）</u>
第2号様式（その2） <u>年度の変更</u>	<u>第2号様式（その2）</u>
第3号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第3号様式</u>
第4号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第4号様式</u>
第5号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第5号様式</u>
第6号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第6号様式</u>
(別紙1) 変更なし	(別紙1)
(別紙2) 変更なし	(別紙2)
(別紙3) 変更なし	(別紙3)
(別紙4) 変更なし	(別紙4)
(別紙5) 変更なし	(別紙5)
(別紙6) 変更なし	(別紙6)
(別紙7) <u>記載項目（自主勉強会等の開催）を追加</u>	<u>(別紙7)</u>
(別紙8) 変更なし	(別紙8)
(別紙9) 変更なし	(別紙9)